

Ⅲ 地域福祉の再構築

1 安心生活創造事業の創設（新規）

【セーフティネット支援対策等事業費補助金 210 億円の内数】

住み慣れた地域において安心した生活を営むことができるよう、生活課題を抱えた者を早期に発見し、必要な対応を図っていく体制を整備する。

2 日常生活自立支援事業の拡充

【セーフティネット支援対策等事業費補助金 210 億円の内数】

福祉サービスの利用援助など、本事業の利用者の利便性を考慮するとともに、きめ細やかな支援が行えるよう、市段階での窓口設置を推進する。

3 生活福祉資金貸付事業の体制強化

【セーフティネット支援対策等事業費補助金 210 億円の内数】

窓口となる市町村社会福祉協議会に専門的な相談員を配置し、貸付申込者に対する相談支援、償還指導、生活課題を解決するための関係機関との連携等を一体的に行うことにより、適切な貸付決定及び償還を確保する。

また、利用者のニーズに対応できるよう、貸付条件等の見直しを行う。

4 先駆的・革新的な社会福祉推進事業の充実

5 億円

21世紀にふさわしい福祉社会の構築を図るため、地域福祉の推進、福祉基盤の確保等に関わる先駆的・革新的な事業に対して助成を行う。

Ⅳ ひきこもり対策の推進

○ ひきこもり対策推進事業の創設（新規）

【セーフティネット支援対策等事業費補助金 210 億円の内数】

ひきこもりの問題の早期発見・早期対応のため、ひきこもりの状態にある本人や家族からの相談等の支援を行う「ひきこもり地域支援センター」（仮称）を都道府県・指定都市に整備する。

Ⅴ ホームレス自立支援の推進

○ 自立支援事業等の推進

【セーフティネット支援対策等事業費補助金 210 億円の内数】

ホームレスの自立支援を推進するため、生活相談・指導、職業相談、健康診断等を行う自立支援事業や総合相談推進事業等を実施する。

また、自立支援センターの設置の際には、民間賃貸住宅等の空き住戸などを活用するなど、ホームレスの社会復帰が円滑に行われるよう支援する。

VI 刑務所出所者等の地域生活定着支援

○ 刑務所出所者等の地域生活定着支援事業の創設（新規）

【セーフティネット支援対策等事業費補助金 210 億円の内数】

刑務所入所中から、出所後直ちに福祉サービス（障害者手帳の発給、年金受給など）につなげるための準備を、各都道府県の保護観察所と協働して行うため、「地域生活定着支援センター」（仮称）を都道府県の圏域ごとに一か所設置し、福祉的な支援を必要とする刑務所出所者等の社会復帰を支援する。

VII 社会福祉施設等に対する支援

○ 独立行政法人福祉医療機構

（1）貸付事業等

① 貸付枠の確保

・ 資金交付額	3, 018 億円
（ ・ 福祉貸付	1, 535 億円
・ 医療貸付	1, 483 億円

② 貸付条件の改善等

- ・ 保育所の整備に係る融資条件の優遇措置
- ・ 放課後児童クラブの整備に係る融資条件の優遇措置
- ・ 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の整備に係る融資条件の優遇措置
- ・ 障害者グループホーム等における消防用設備設置促進のための融資要件の緩和
- ・ アスベスト対策事業に係る優遇措置

（2）独立行政法人福祉医療機構運営費交付金 40 億円

福祉医療貸付事業、退職手当共済事業等の業務（人件費、一般管理費等）の財源の一部に充てる交付金

（3）社会福祉事業施設等貸付事業利子補給金 93 億円

社会福祉事業施設整備等の貸付事業を行うための借入金等に係る利子の一部に対する利子補給金

（4）社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金 259 億円

社会福祉施設の職員等が退職した場合の当該退職職員に対する退職手当金を支給するために要する経費に対する補助金

※社会福祉施設等施設整備費については障害保健福祉部において計上

平成21年度社会・援護局関係主要行事予定<社会関係>

月	行 事	開催場所	所 管	備 考
4月				
5月	新任査察指導員基礎研修会	未定(首都圏)	自立推進・指導監査室	5月11日～15日
	生活保護指導職員リーダー研修	未定(首都圏)	自立推進・指導監査室	5月25日～29日
	福祉人材センター全国連絡会議	東京都	福祉基盤課	5月26日～27日
	災害救助担当者全国会議	厚生労働省	災害救助・救援対策室	5月下旬
6月	生活保護担当ケースワーカー全国研修会	東京都	保護課	6月下旬
7月				
8月	全国生活保護査察指導員研究協議会	東京都	自立推進・指導監査室	8月27日～29日
9月	全国社会福祉研修実施機関代表者連絡会議	秋田県	福祉基盤課	9月3日～4日
	第28回全国社会福祉施設経営者大会	京都府	福祉基盤課	9月17日～18日
	第18回全国ボランティアフェスティバルえひめ	愛媛県	地域福祉課	9月26日～27日
10月	共同募金運動	全 国	総務課	10月～12月
	第34回全国救護施設研究協議大会	岡山県	保護課	10月1日～2日
	第78回全国民生委員児童委員大会	新潟県	地域福祉課	10月29日～30日
11月	福祉人材確保重点実施期間	全 国	福祉基盤課	未定
	平成21年度全国社会福祉大会	日比谷公会堂	総務課	11月20日
	介護の日	全 国	福祉基盤課	11月11日
12月				
1月	全国厚生労働関係部局長会議	厚生労働省	厚生労働省	1月中旬
	第22回社会福祉士・介護福祉士国家試験(筆記試験)	全国各会場	福祉基盤課	1月下旬
2月				
3月	社会・援護局関係主管課長会議	厚生労働省	総務課	3月上旬
	生活保護関係全国係長会議	厚生労働省	保護課	3月上旬
	第22回介護福祉士国家試験(実技試験)	全国各会場	福祉基盤課	3月上旬

平成20年度 ひきこもり対策 都道府県・指定都市担当課一覧

No.	都道府県名等	部(局)・課名
1	北海道	保健福祉部福祉局障害者保健福祉課
2	青森県	障害福祉部 障害福祉課
3	岩手県	保健福祉部 障がい保健福祉課
4	宮城県	健康福祉部 障害福祉課
5	秋田県	健康福祉部 障害福祉課
6	山形県	健康福祉部健康福祉企画課 地域福祉援護室
7	福島県	保健福祉部 障がい福祉課
8	茨城県	保健福祉部 保健予防課
9	栃木県	保健福祉部 障害福祉課
10	群馬県	健康福祉部 障害政策課 精神保健室
11	埼玉県	保健医療部 疾病対策課
12	千葉県	健康福祉部 障害福祉課
13	東京都	青少年・治安対策本部 総合対策部 青少年課
14	神奈川県	県民部 青少年課
15	新潟県	福祉保健部 障害福祉課
16	富山県	厚生部 健康課
17	石川県	健康福祉部 障害保健福祉課
18	福井県	障害保健課
19	山梨県	福祉保健部 障害福祉課
20	長野県	衛生部 健康づくり支援課
21	岐阜県	健康福祉部 保健医療課
22	静岡県	教育委員会 青少年課
23	愛知県	健康福祉部 障害福祉課 こころの健康推進室
24	三重県	健康福祉部 健康づくり室
25	滋賀県	健康福祉部 障害者自立支援課
26	京都府	府民生活部 青少年課
27	大阪府	健康福祉部 障がい保健福祉室 地域生活支援課
28	兵庫県	健康福祉部 障害福祉課
29	奈良県	福祉部 こども家庭局 青少年課
30	和歌山県	福祉保健部 福祉保健政策局 障害福祉課
31	鳥取県	福祉保健部 健康政策課
32	島根県	健康福祉部 障害者福祉課
33	岡山県	保健福祉部 健康対策課
34	広島県	健康福祉局 保健医療部 健康対策課
35	山口県	健康福祉部 健康増進課

平成20年度 ひきこもり対策 都道府県・指定都市担当課一覧

No.	都道府県名等	部(局)・課名
36	徳島県	医療健康政策局 健康増進課
37	香川県	保健福祉部 障害福祉課
38	愛媛県	保健福祉部 健康衛生局 健康増進課
39	高知県	保健福祉部 障害保健福祉課
40	福岡県	保健医療介護部 健康増進課
41	佐賀県	障害福祉課
42	長崎県	福祉保健部 福祉保健課
43	熊本県	健康福祉部 障害者支援総室
44	大分県	保健福祉部 障害福祉課
45	宮崎県	福祉保健部 障害福祉課
46	鹿児島県	保健福祉部 社会福祉課
47	沖縄県	福祉保健部 障害保健福祉課
48	札幌市	保健福祉局保健福祉局精神保健福祉センター
49	仙台市	健康福祉局 健康福祉部 障害者支援課
50	さいたま市	保健福祉局 保健部 こころの健康センター
51	千葉市	保健福祉局 高齢障害部 こころの健康センター
52	横浜市	こども青少年局 青少年相談センター
53	川崎市	健康福祉局 精神保健福祉センター
54	新潟市	健康福祉部 こころの健康センター
55	静岡市	保健福祉子ども局 福祉部 福祉総務課
56	浜松市	こころの健康対策課 精神保健福祉センター
57	名古屋市	健康福祉局 障害福祉部 障害企画課
58	京都市	保健福祉局こころの健康増進センター
59	大阪市	こども青少年局 青少年事業企画担当
60	堺市	子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども青少年企画課
61	神戸市	健康福祉局 障害福祉部 障害福祉課
62	広島市	教育委員会 青少年育成部 育成課
63	北九州市	保健福祉局 精神保健福祉センター
64	福岡市	保健福祉局 保健予防課

※ 当該一覧は、各都道府県等において担当課が決まっていない場合は、厚生労働省からのひきこもり対策に係る情報提供の主たる送付先を記載している。

ひきこもりって？



ひきこもりとは、さまざまな要因によって社会的な参加の場がせばまり、就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態のことをさします。

ひきこもりの実態はさまざま

自宅から一歩も外に出ることができない人、近所のお店などには行ける人、ひきこもり始めて数週間の人、数年間ひきこもっている人、10代の思春期の人や20代、30代の人などひきこもりの実態はさまざまです。そのため、必要な支援も一人ひとり異なります。

原因探しは無意味

「いじめのせい」、「家族のせい」、「性格のせい」など、ひとつの原因で生じるわけではありません。本人やまわりのせいにしても問題は解決しません。

適切な支援が大切

ひとりで悩んでいた、家族だけで何とかしようとしてもうまくいかないときは、思い切って専門家に相談することが大切です。



ひきこもりに関する相談先



市内の関係相談機関の電話連絡先

思春期・青年期のこころの問題の相談…

保健所（最寄りの保健所にお電話ください。）

精神保健福祉センター

●東京都立中部総合精神保健福祉センター（区部西部）

TEL 03-3302-7711

●東京都立精神保健福祉センター（区部東部）

TEL 03-3842-0946

●東京都立多摩総合精神保健福祉センター（多摩地域）

TEL 042-371-5560

☎9:00～17:00（月～金）【年末年始・祝日を除く】



子どもの発達やこころの問題、親の悩みの相談…

東京都立梅ヶ丘病院 子どもの精神保健相談室

TEL 03-3323-7621

☎9:30～11:30、13:00～16:30（月～金）【年末年始・祝日を除く】

児童期・思春期の教育相談やいじめ・不登校、高校進級・進路・入学相談など…

東京都教育相談センター

TEL 03-5800-8008

☎9:00～21:00（月～金）、9:00～17:00（土日祝日）【年末年始・開庁日を除く】

※お住まいの区市町村によっては、教育センターや教育相談室などでも、相談を受け付けています。

18歳未満の子どもの養育・しつけ・不登校・発達などの相談…

東京都児童相談センター電話相談室

TEL 03-3202-4152

☎9:00～20:30（月～金）、9:00～17:00（土日祝日）【年末年始を除く】

※お住まいの地域の児童相談所や子ども家庭支援センターでも、相談を受け付けています。

子どもの非行や犯罪の被害などの相談…

ヤングテレホンコーナー（警視庁少年相談室）

TEL 03-3580-4970

☎8:30～20:00（月～金）、8:30～17:00（土日祝日）【年末年始を除く】

※お住まいの地域の少年センターでも、相談を受け付けています。

高校を中途退学したときの進路相談…

青少年リスタートプレイス（東京都教育相談センター内）

TEL 03-5800-8008

☎9:00～21:00（月～金）、9:00～17:00（土日祝日）【年末年始・開庁日を除く】

やりたい仕事や就職活動の方法の相談…

若者しごとホットライン（東京しごとセンター ヤングコーナー）

TEL 03-3511-4510

☎10:00～19:00（平日）、10:00～16:00（土）【年末年始・祝日を除く】

東京都 青少年・治安対策本部 青少年課

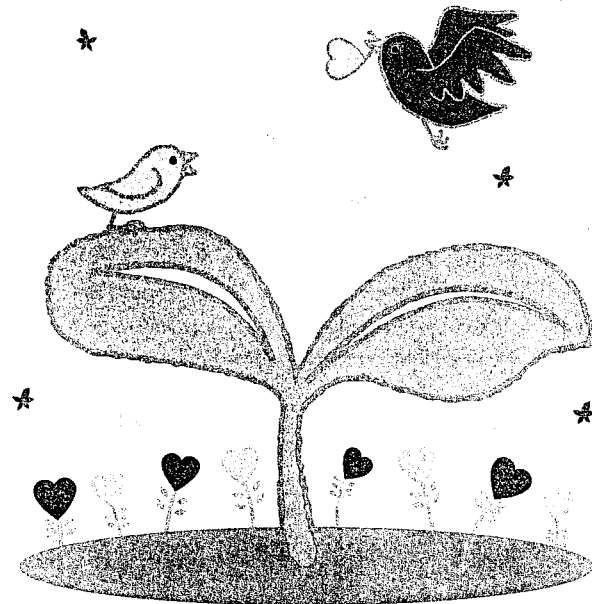
〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1

電話 03-5388-2257



ひきこもり サポートネット

東京都



メール相談

QRコード対応の携帯電話をお持ちの方はこちら！

◆パソコンから相談する場合

<http://www.hikikomori-tokyo.jp/>



◆携帯電話から相談する場合

<http://www.hikikomori-tokyo.jp/m/>

（相談への返信には、10日程度かかる場合があります。）

電話相談

042-329-6677

受付時間：月～金 午前10時～午後5時
（年末年始【12月29日～1月3日】・祝日を除く）

相談は無料です。

ただし、ご利用に伴う通信費や電話代などは相談者の負担となります。

ひとりで悩まないためのひきこもりサポートネット

2nd step ▶ だれが相談できるの？

自分がひきこもりで悩んでいる方



ひきこもりの方の多くが焦りや不安を抱えています。

自分で答えが見つからないときは、信頼できる人や自分のことを理解してくれる人に相談してみましょう。家族の中に相談できる人がいないときは、家族以外にも目を向けてみましょう。

ひきこもりサポートネットでは、一歩踏み出す勇気を応援します。



家族

ひきこもりの方が身近にいる
家族・友人など

ひきこもりの方は、「甘えている」、「怠けている」など、一見楽をしているように見られがちですが、本人は社会と関われないことにとっても苦しんでいます。焦らずに、できるところから人との関係を回復し、自信を取り戻すことで、社会との関わりを持つことができるようになります。

ひきこもりサポートネットでは、本人との接し方に不安をお持ちの家族や友人からの相談に応じています。

3rd step ▶ どんな相談ができるの？

例えば

どうやってひきこもりから脱け出す一歩を踏み出したらいいですか？

本人にどう接したらよいですか？

どうしたら必要なサポートを受けられますか？

相談員が対応します。



対応しない相談内容

- ◎ 病名の診断や治療方法の提示など、医療行為にあたるご相談
- ◎ 緊急の対応が必要なご相談

message

相談員からのメッセージ



- 誰かに自分の話を聞いてもらうだけでも、少しは気持ちが楽になれると思います。ひとりで抱えていないで、相談してください。
- 何歳になっても遅すぎることはありません。今できることを一緒に考えていきましょう。

4th step ▶ 相談の方法は？

相談方法は3通り



パソコンメール相談

◆ パソコンから相談する場合

<http://www.hikikomori-tokyo.jp/>



携帯メール相談



◆ 携帯電話から相談する場合

<http://www.hikikomori-tokyo.jp/m/>

相談への返信には、10日程度かかる場合があります。



電話相談

042-329-6677

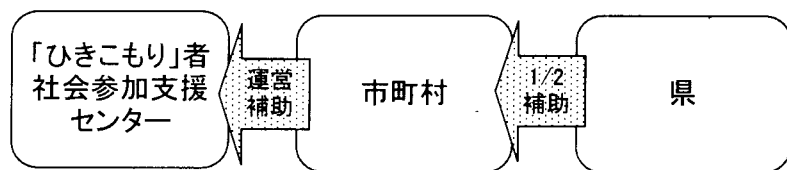
受付時間:月～金 午前10時～午後5時
(年末年始[12月29日～1月3日]・祝日を除く)

- 相談は無料です。
ただし、ご利用に伴う通信費や電話代などは相談者の負担となります。
- 何度も繰り返して相談することで、人とのコミュニケーションをとる練習ができます。そのために、あなたのお名前(ニックネーム)や生年月日を伺うことがあります。
- 相談の秘密は厳守いたします。

「ひきこもり」者社会参加支援センター運営補助

1. 制度概要

「ひきこもり」者社会参加支援センターを行う者に補助をする市町村に対し、予算の範囲内で補助金を交付。



2. 「ひきこもり」者社会参加支援センターの活動[現在の活動]

対象者

要件①『社会的ひきこもり者』であること(※)。

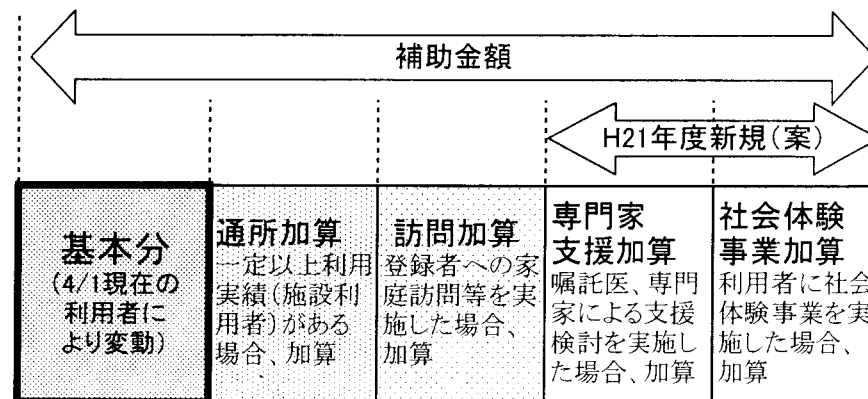
※6ヶ月以上自宅にひきこもり、社会参加せず、及び友人その他家族以外の者との親密な人間関係が維持できていない状態にある者でその原因が中程度以上の知的障害及び統合失調症など精神病圏の疾患とは考えにくいもの

要件②満15歳以上のものであること。

業務内容 (◎は平成21年度新規事業)

- 「ひきこもり」者に対する居場所の提供
- 「ひきこもり」者及びその家族からの相談
- 「ひきこもり」者及びその家族への家庭訪問
- 「ひきこもり」者の就労支援及び就学支援
- 「ひきこもり」者の当事者会及び家族会への支援
- ◎嘱託医、専門家(臨床心理士など)による支援(支援策検討など)
- ◎社会体験事業の実施(事業所などで体験活動の実施)

3. 補助金の概要



利用者

利用者は下記のとおり。

○施設利用者

センター利用にあたり、精神障害者保健福祉手帳等を所持する者又は主治医意見書を提出できる者

○登録者

自宅にひきこもっていて通所が困難なもので、家庭訪問などセンター外部における支援を受けることが主となっている利用者であり、精神障害者保健福祉手帳等又は主治医意見書を持たない者(※保健所長の意見書が必要)

資料提供: 和歌山県障害福祉課

刑務所出所高齢者・障害者等の社会復帰・再犯防止対策に係る研究協議会
開催要領(案)

1 趣旨

この研究協議会は、標記施策に係る指定更生保護施設（予定）役職員，地方更生保護委員会事務局更生保護調査官，保護観察所首席又は統括保護観察官等及び都道府県福祉関係担当主管課長が一堂に会し，平成21年度から実施される高齢又は障害の問題を抱える出所者に対する社会的受け皿の整備について研究協議を行い，もって相互の連携を深め，当該施策の実施に備えるものである。

2 主催

法務省

厚生労働省

更生保護法人全国更生保護法人連盟

3 後援

更生保護法人日本更生保護協会

4 日程・内容

平成21年3月24日（火）

詳細については，別紙「日程（案）」のとおり。

5 会場

アルカディア市ヶ谷「私学会館」

〒102-0073 千代田区九段北4-2-25

（電話）03-3261-9921

（交通）JR線・地下鉄線（有楽町線・南北線・都営新宿線）

市ヶ谷駅下車 徒歩1分

6 会議出席者

- ・刑務所出所高齢者・障害者等受入れ実施更生保護施設役職員 57名
- ・保護観察所首席又は統括保護観察官 52名（八王子支部，北九州支部を含む。）
- ・地方更生保護委員会事務局更生保護調査官 8名
- ・都道府県福祉関係担当主管課長 47名

計 164名

□ 日程(案)

時間	事項
10:00	受付開始
10:15	開会 主催者あいさつ
10:30	説明事項 刑務所出所高齢者・障害者等の社会復帰・再犯防止対策について(70分) 質疑応答(40分)
12:20	休憩(70分)
13:30	研究協議① ・ 刑務所出所高齢者・障害者等の社会復帰と福祉との連携(50分)
14:20	休憩(10分)
14:30	研究協議② ・ 独立行政法人国立のぞみの園から講師を迎えての講演(案)(50分) ・ 社会福祉施策の動向について(50分)
16:10	休憩(10分)
16:20	全体を通しての質疑応答(40分)
17:00	閉会

災害救助法の概要

○「災害救助法」（昭和22年10月18日法律第 118号）

1 目 的

災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ること。

2 実施体制

災害救助法による救助は、都道府県知事が行い（法定受託事務）、市町村長がこれを補助する。

なお、必要な場合は、救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

3 適用基準

災害救助法による救助は、災害により市町村の人口に応じた一定数以上の住家の滅失がある場合等（例 人口5,000人未満 住家全壊30世帯以上）に行う。

4 救助の種類、程度、方法及び期間

(1)救助の種類

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| ① 避難所、応急仮設住宅の設置 | ⑥ 住宅の応急修理 |
| ② 食品、飲料水の給与 | ⑦ 学用品の給与 |
| ③ 被服、寝具等の給与 | ⑧ 埋 葬 |
| ④ 医療、助産 | ⑨ 死体の捜索及び処理 |
| ⑤ 被災者の救出 | ⑩ 住居又はその周辺の土石等の障害物の除去 |

(2)救助の程度、方法及び期間

厚生労働大臣が定める基準に従って、都道府県知事が定めるところにより現物で行なう。

5 強制権の発動

災害に際し、迅速な救助の実施を図るため、必要な物資の収容、施設の管理、医療、土木工事等の関係者に対する従事命令等の強制権が確保されている。

6 経費の支弁及び国庫負担

(1)都道府県の支弁：救助に要する費用は、都道府県が支弁

(2)国 庫 負 担：(1)により費用が100万円以上となる場合、その額の都道府県の普通税収入見込額の割合に応じ、次により負担

ア 普通税収入見込額の 2/100以下の部分	—————	50/100
イ 普通税収入見込額の 2/100をこえ 4/100以下の部分	—	80/100
ウ 普通税収入見込額の 4/100をこえる部分	—————	90/100

7 災害救助基金について

(1)積立義務（災害救助法第37条）

過去3年間における都道府県普通税収入額決算額の平均年額の5/1000相当額（最少額500万円）を積み立てる義務が課せられている。

(2)運 用

災害救助法による救助に要する給与品の事前購入により備蓄物資とすることができる。

災害救助法適用基準（同法施行令）

1 住家等への被害が生じた場合

(1) 区域内の人口に応じ次の世帯数以上であること（令第1条第1項第1号、令別表第1）

市町村の区域内の人口		住家滅失世帯数
5,000人以上	5,000人未満	30世帯
15,000人以上	15,000人未満	40世帯
30,000人以上	30,000人未満	50世帯
50,000人以上	50,000人未満	60世帯
100,000人以上	100,000人未満	80世帯
300,000人以上	300,000人未満	100世帯
		150世帯

(2) 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ①に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ②に示す数以上であること（令第1条第1項第2号、令別表第2・第3）

① 都道府県の区域内の人口		住家滅失世帯数
1,000,000人以上	1,000,000人未満	1,000世帯
2,000,000人以上	2,000,000人未満	1,500世帯
3,000,000人以上	3,000,000人未満	2,000世帯
		2,500世帯

② 市町村の区域内の人口		住家滅失世帯数
5,000人以上	5,000人未満	15世帯
15,000人以上	15,000人未満	20世帯
30,000人以上	30,000人未満	25世帯
50,000人以上	50,000人未満	30世帯
100,000人以上	100,000人未満	40世帯
300,000人以上	300,000人未満	50世帯
		75世帯

(3) 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ次に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が多数であること（令第1条第1項第3号前段、令別表第4）

都道府県の区域内の人口		住家滅失世帯数
1,000,000人以上	1,000,000人未満	5,000世帯
2,000,000人以上	2,000,000人未満	7,000世帯
3,000,000人以上	3,000,000人未満	9,000世帯
		12,000世帯

※1 半壊又は半焼した世帯は、2世帯をもって滅失した一の世帯とする

※2 床上浸水した世帯は、3世帯をもって滅失した一の世帯とする

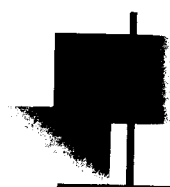
(4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること（令第1条第1項第3号後段）

- ・ 災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。（基準省令第1条）

2 生命・身体への危害が生じた場合

多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当するとき（令第1条第1項第4号）

- ・ 災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。（基準省令第2条第1号）
- ・ 災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。（基準省令第2条第2号）



災害時要援護者への対応について

福祉避難所の設置・活用の促進等

避難所における支援

留意すべき主な点

- 生活環境の改善(畳・マット・カーペットなど)。
 - トイレ、風呂の確保。(仮設トイレなど)
 - プライバシーの確保(間仕切りなど)。
 - 暑さ、寒さ対策(冷暖房設備の設置)。
 - 日常生活機器の確保(洗濯機、乾燥機など)。
 - 食事メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保。
 - 避難住民の健康・衛生面の管理、心のケア、住宅相談。
 - 迅速かつ具体的な情報提供(聴覚障害者に対する文字放送機器による提供など)。
 - 女性への配慮(男性用トイレと女性用トイレを衝立で仕切るなど)。
 - 高齢者、障害者等要援護者への配慮(相談窓口の設置、ヘルパーの派遣、洋式仮設トイレの確保、紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗器材の確保など)。
- 等

- 必要な物資の備蓄を行う。
- 事業者との事前協定の締結(宿泊施設の確保、仮設トイレや風呂の確保、必要な機材、物資の確保、保健師等の応援、福祉サービスの提供など)を行う。
- 質的確保のため、運営マニュアルの作成や当事者参加型の訓練を行う。

福祉避難所の設置・活用の促進

福祉避難所とは

■ 要援護者のために特別の配慮がなされた避難所。

■ 高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等であって、避難所での生活に支障をきたすため、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者。

設置の方法

■ 老人福祉センター、防災拠点型地域交流スペースを有する社会福祉施設、特別支援学校などの既存施設を利用して設置。

■ 施設が耐震、耐火、鉄筋構造を備えており、バリアフリー化されているなど要援護者の利用に適しており、生活相談職員等の確保が比較的容易な施設等。

■ 不足する場合、公的・民間宿泊施設の借り上げや一般避難所の中で区画された部屋を福祉避難所にすることも可能。

特別な配慮(国庫負担対象経費の例)

■ 概ね10人の対象者に1人の相談等に当たる介助員等の配置。

■ 要援護者に配慮したポータブルトイレ、手すり、仮設スロープ、情報伝達機器等の設置。

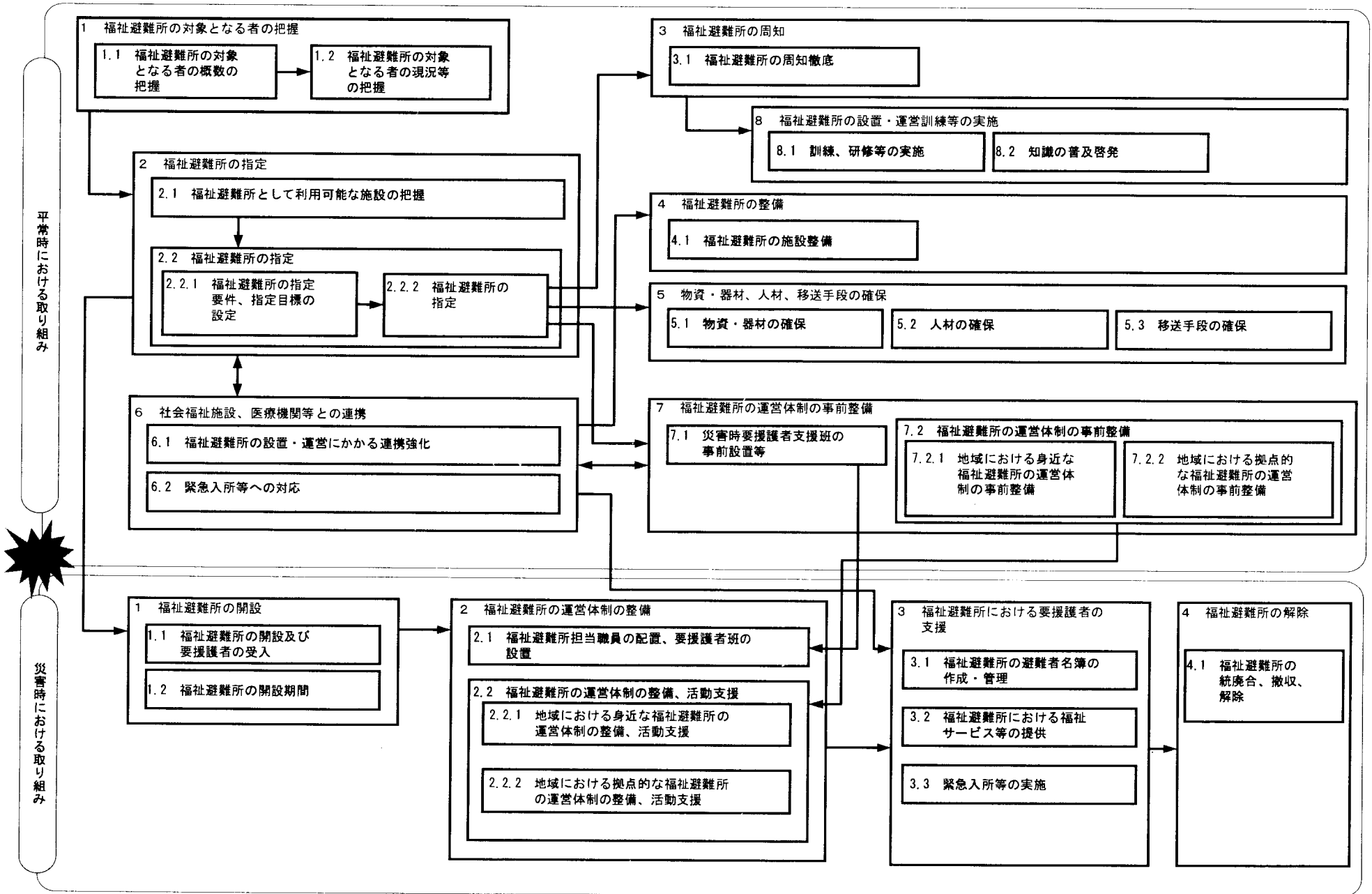
■ 紙おむつ、ストーマ用装具、その他日常生活上の支援に必要な消耗器材の購入。 等

➤ 要援護者避難支援プランの策定に当たり、福祉避難所の必要数の把握を行う。

➤ 量的確保のため、あらかじめ適切な施設や関係団体と協定締結の上、福祉避難所の指定を行う。

➤ 質的確保のため、運営マニュアルの作成や当事者参加型の訓練を行う。

福祉避難所の設置・運営に関するフロー



平成20年度に災害救助法を適用した災害

(平成21年2月20日現在)

災害名	都道府県	適用市町村	適用日	法適用条項
平成20年岩手・宮城 内陸地震	岩手県	一関市	6月14日	4号
		奥州市	〃	〃
		北上市	〃	〃
		胆沢郡金ヶ崎町	〃	〃
		西磐井郡平泉町	〃	〃
	宮城県	栗原市	6月14日	4号
		大崎市	〃	〃
7月28日の大雨	富山県	南砺市	7月28日	4号
	石川県	金沢市	7月28日	1号
平成20年8月末豪雨	愛知県	岡崎市	8月28日	4号
		名古屋市	〃	1号
合 計 (延べ)	5 県	11 市町		